気候関連開示プロトタイプ(業種共通)

経済産業省 経済産業政策局 企業会計室

(注)本資料はIFRS財団が公表している「気候関連開示基準プロトタイプ」を企業会計室で仮訳したもので、IFRS財団の公式資料ではありません。

このため、本資料の利用にあたっては、必ず原典にあたり内容の確認を行っていただけると幸いです。

気候関連開示プロトタイプ (Climate-related Disclosures Prototype)

This document represents recommendations from the Technical Readiness Working Group (TRWC) for consideration by the international Sustainability Standards Board (1958) for a climate-related declosures standard. While the recommendations build on the established work of the organization represented or the TRWC, this document has not been subject to the due process of those organisations or the IFRS Foundation. After starting its work, the 1958 is expected to consult publicly on proposals for a climate-related declosures standard informed by the TRWC is recommendations. The 1958's work will be subject to the IFRS Foundation's due. Climate-related Disclosures Prototype Developed by the Technical Readiness Working Group, chaired by the IFRS Foundation, to provide recommendations to the International Sustainability Standards Board for consideration November 2021

目次

目的

範囲

ガバナンス

戦略

リスク管理

指標と目標

効力発生日

付属

- A) 定義
- B) 業種別開示要件

気候関連開示プロトタイプ:目的と範囲

気候関連開示プロトタイプ

【目的】

- 1. 本開示要求の目的は、気候関連のリスクと機会へのエクスポージャーに関する情報を開示するよう企業に要求することであり、それにより、
 - (a) 企業の一般目的財務報告の利用者は、気候関連リスクと機会が企業の財務状態、業績及びキャッシュフローに与える影響を判断することが可能になる。また、利用者が短・中・長期にわたる企業の将来キャッシュフローとその価値、時期及び確実性について評価することを支援し、それにより、利用者による企業価値評価を支援する。
 - (b) 企業の一般目的財務報告の利用者は、経営者による資源の利用、それに伴うインプット、活動、アウトプット、及びアウトカムが、企業による 気候関連リスクと機会への対応とそれらの管理戦略をどのように支えているかについて、理解が可能になる。
 - (c) 企業の一般目的財務報告の利用者は、企業がその計画・ビジネスモデル・経営を気候関連リスクと機会に適応させる能力を評価することが可能になる。
- 2. 企業は、「IFRSサステナビリティ開示基準:サステナビリティ関連財務情報開示に関する一般要求事項」に従って気候関連開示を作成開示する際に、本基準(案)を適用しなければならない。

【範囲】

- 3. 本基準は以下に適用される。
 - (a) 企業がさらされる気候関連リスク(以下を含むが、以下に限定されない)
 - (i) 気候変動による物理的リスク(物理的リスク)
 - (ii) 低炭素経済への移行に伴うリスク (移行リスク)
 - (b) 企業が利用可能であり、企業が考慮した気候関連の機会

気候関連開示プロトタイプ:ガバナンス(1)

気候関連開示プロトタイプ TCFD提言(参考) 4. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連リスクと機会を監 a) 気候関連のリスク及び機会についての、取締役会による監視体制を 視・管理するために用いられるガバナンス・プロセス、統制及び手続きを 説明する。 理解できるような情報を開示しなければならない。 ● 気候関連問題に関する取締役会の監視体制を説明するに際して、 組織は以下の事項に関する詳解を含めて検討する必要がある。 この目的を達成するために、企業は、気候関連のリスクと機会を監督 するガバナンス機関(取締役会、委員会、又はガバナンスを担う同等 • 気候関連問題について、取締役会及び/またはその委員会(監査、リ の機関を含みうる)と、気候関連のリスクと機会に関する経営者の役 スクその他の委員会など)が報告を受けるプロセスと頻度。 割について、説明を開示しなければならない。以下を含む。 • 取締役会及び/またはその委員会が、戦略、主な行動計画、リスク管 (a) 気候関連のリスクと機会に責任を負う機関又は機関内の個人 理政策、年度予算、事業計画をレビューし指導する際、また当該組 (b) 気候関連のリスクと機会に関するその機関の責任が、付託条項、

(c) 気候関連のリスクと機会への対応を目的とした戦略を監督するた めに、適切なスキルと能力をどのように確保するか

されているか

取締役会の権限及びその他の関連組織の方針にどのように反映

- (d) その機関及びその委員会(監査委員会、リスク委員会又はその 他の委員会)が、気候関連事項及び関連する気候関連のリスク と機会について情報を得るプロセスと頻度
- (e) 企業の戦略、主要取引の決定、及びリスク管理方針を監督する 際、その機関とその委員会が気候関連のリスクと機会をどのように 考慮するか(トレードオフの評価と不確実性に対する感度の分析 を含む)
- (f) その機関が、気候関連目標の設定をどのように監督し、目標に向 けた進捗状況をどのように監視しているか(関連業績指標が報 酬方針に組み込まれているか、及びその方法を含む)

- 織のパフォーマンス目標を設定する際、及び実行やパフォーマンスをモニ ターする際、更に主な資本支出、買収、資産譲渡を監督する際、気 候関連問題を考慮しているか否か。
- 取締役会が、気候関連問題に対する取組のゴールと目標への進捗状 況を、どのようにモニターし監督するか。

気候関連開示プロトタイプ:ガバナンス(2)

| 気候関連開示プロトタイプ | TCFD提言(参考) |
|--|--|
| ~つづき~ | ~つづき~ |
| (g) 気候関連のリスクと機会の評価と管理における経営者の役割 (例えば、気候関連の責任が特定の経営者レベルの役職や委員会に割り当てられているかどうか、また、気候関連のリスクと機会を異なる社内機能間で検討・調整する方法を含む、気候関連事項を監視するために経営者が適切な管理を行っているかどうか)、及びその役割にある経営者を組織がどのように監督するかについての説明 | b) 気候関連のリスク及び機会を評価・管理する上での経営者の役割を説明する。 ● 気候関連問題に関する評価・管理における経営者の役割を説明するに際して、組織は以下の事項に関する情報を含めて検討する必要がある。 ・ 組織が、管理職または委員会に対して気候関連の責任を付与しているか、付与している場合は当該管理職または委員会が取締役会またはその委員会に報告しているか、さらにそれらの責任には気候関連問題の評価や管理が包含されているか。 ・ 当該組織における(気候)関連の組織的構造の説明。 ・ 経営者が気候関連問題に関する情報を受けるプロセス。 ・ 経営者がどのように(特定の担当及び/または経営委員会を通じて)気候関連問題をモニターするか。 |

気候関連開示プロトタイプ:戦略(1)

| 気候関連開示プロトタイプ | TCFD提言(参考) |
|--|------------|
| 5. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスクと機会 | |
| に対処するための戦略を理解することを可能にする情報 (企業の評価を含む) を開示しなければならない。 | |
| (a)短・中・長期にわたりビジネスモデル、戦略及びキャッシュフローに影響を及ぼす可能性がある重大な気候関連のリスクと機会(パラグラフ6参照) | |
| (b)重大な気候関連のリスクと機会がビジネスモデルに与える影響 (パラグラフ7参照) | |
| (c)重大な気候関連のリスクと機会が経営陣の戦略と意思決定に与える 影響 (パラグラフ8参照) | |
| (d)重大な気候関連のリスクと機会が報告期間末の財務状態、業績、 キャッシュフローに及ぼす影響、及び短・中・長期にわたって予想される 影響 (パラグラフ9参照) | |
| (e)気候変動の物理的影響及び低炭素経済への移行 に関連する重大 な気候関連リスクに対する企業戦略のレジリエンス(パラグラフ10参 照) | |

気候関連開示プロトタイプ:戦略(2)

| 6. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、短・中・長期にわたって企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュフローに影響を与えることが合理的に予想される、重大な気候関連のリスクと機会を理解できるような情報を開示しなければならない。具体的には、以下の情報を開示しなければならない。具体的には、以下の情報を開示しなければならない。 (a) ビジネスモデル、戦略、キャッシュフローにプラスまたはマイナスの影響を与える可能性があると合理的に予想される気候関連のリスクと機会を説明する 4. 組織の資産もしくはインフラの耐用年数、及び気候関連問題はしばしば中長期に現れるという事実を考慮して、当該組織が短期・中期・長期の知野であった。対象記述のよる対象記載を記述して、当該組織が短期・中期・長期の知野であった。対象記述を記述を言っている対意明ます。 | 気候関連開示プロトタイプ | TCFD提言(参考) |
|---|---|--|
| を特定するために実施されているプロセスの説明。 (b) 短・中・長期をどのように定義するか、及びその定義が企業の戦略的計画の範囲及び資本配分計画にどのように繋がっているか (c) 重大な気候関連のリスク又は機会、及びそれらが企業に財務的影響を及ぼすと合理的に予想される期間の説明。 (d) 特定されたリスクは物理的リスクか、移行リスクか(例えば、サイクロンや洪水のような異常気象の深刻さの増大のような急性の物理的リスクや、海面上昇や平均気温の上昇を含む慢性の物理的リスクが考えられる。移行リスクには、規制上、技術上、市場上、法律上または風評上のリスクが含まれうる。) | 業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュフローに影響を与えることが合理的に予想される、重大な気候関連のリスクと機会を理解できるような情報を開示しなければならない。具体的には、以下の情報を開示しなければならない。 (a) ビジネスモデル、戦略、キャッシュフローにプラスまたはマイナスの影響を与える可能性があると合理的に予想される気候関連のリスクと機会を特定するために実施されているプロセスの説明。 (b) 短・中・長期をどのように定義するか、及びその定義が企業の戦略的計画の範囲及び資本配分計画にどのように繋がっているか (c) 重大な気候関連のリスク又は機会、及びそれらが企業に財務的影響を及ぼすと合理的に予想される期間の説明。 (d) 特定されたリスクは物理的リスクか、移行リスクか(例えば、サイクロンや洪水のような異常気象の深刻さの増大のような急性の物理的リスクや、海面上昇や平均気温の上昇を含む慢性の物理的リスクが考えられる。移行リスクには、規制上、技術上、市場上、法律上または | 説明する 組織は以下の事項に関する情報を提供する必要がある。 組織の資産もしくはインフラの耐用年数、及び気候関連問題はしばしば中長期に現れるという事実を考慮して、当該組織が短期・中期・長期の視野でどのような検討を行っているか説明する。 それぞれの時間的範囲(短期・中期・長期)において、財務上の重要な影響を組織に与える気候関連の具体的な課題を説明する。 組織に重要な財務的影響を与えるリスク及び機会を特定するプロセスを説明する。 組織は必要に応じて、セクター及び/または地域(geography)ごとに、それらのリスク及び機会を説明することを検討する必要がある。気候関連 |

気候関連開示プロトタイプ:戦略(3)

気候関連開示プロトタイプ

- 7. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、そのビジネスモデルに対して重大な気候関連のリスクと機会が与える影響の評価を理解することを可能にする情報を開示しなければならない。具体的には、以下の情報を開示しなければならない。
- (a) 製品の製造またはサービスのためのバリューチェーン(例:サプライチェーン、オペレーション、労働力、マーケティング及び流通チャネル)に対して重大な気候関連のリスクと機会が与える現在の影響及び予想される影響の説明
- (b) バリューチェーンのどこに、重大な気候関連のリスクと機会が集中しているか(例:地理的地域、施設又は資産の種類、調達、販売、流通チャネル)。

TCFD提言(参考)

- b) 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼ す影響を説明する
- 推奨される開示(a)に基づき、組織は識別された気候関連問題が、 彼らの事業、戦略、財務計画にどのように悪影響を与えたかについて 説明する必要がある。
- 組織は以下の分野におけるビジネスと戦略に対する影響などを検討する必要がある。
 - 製品とサービス
 - サプライチェーン及び/またはバリューチェーン
 - 適応活動と緩和活動
 - 研究開発に対する投資
 - 操業(操業のタイプと設備の設置場所など)
- 組織は、気候関連問題が財務計画立案プロセスへのインプットとしてどのように役立つか、対象とする期間、及びこれらのリスク及び機会にどのように優先順位をつけたか、説明する必要がある。組織の情報開示は、組織が価値を生み出す能力に長期的に悪影響を与える要因同士がどのように相互依存しているかの全体像を映すものである必要がある。また、組織は以下の分野について、財務計画に与える影響を開示情報に含めることを検討する必要がある。
 - 操業コストと収入
 - 資本支出と資本配分
 - 買収または投資引揚げ
 - 資本へのアクセス
- もし、組織の戦略及び財務計画に気候関連シナリオの情報が利用されている場合は、そのシナリオの説明をする必要がある。

気候関連開示プロトタイプ:戦略(4)

気候関連開示プロトタイプ

【再掲】

- 8. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、重大な気候関連のリスクと機会が経営陣の戦略及び意思決定 (移行計画を含む) に与える影響の評価を理解できるような情報を開示しなければならない。 具体的には、企業は以下の情報を開示しなければならない。
- (a)重大な気候関連のリスクと機会(以下を含む)への対応方法
 - i. 設定した気候関連目標をどのように達成するか(計画実施のための資金調達、目標の見直しプロセス、目標達成のためのカーボンオフセット利用の前提条件(オフセットの最低品質又は認証の関値を含む)
 - ii. 気候関連リスクの緩和・適応又は機会に関連した研究開発戦略 をどのように進めているか
 - iii. 新技術を採用しているか
 - iv. 実施している直接的な適応・緩和策(例:労働力、原材料や製品仕様の変更、効率化策の導入)
 - v. 実施している間接的な適応・緩和策(例:顧客やサプライチェーン企業との協働、認証スキーム(木材やパーム油などの商品のサステナビリティについて認証を行う国際的に認められた制度)の活用など)
 - vi. 気候関連リスクの緩和の取組がオフセット戦略に依存する度合い、 及びオフセット戦略の選択に影響を与える要因

- b) 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼ す影響を説明する
- 推奨される開示(a)に基づき、組織は識別された気候関連問題が、 彼らの事業、戦略、財務計画にどのように悪影響を与えたかについて 説明する必要がある。
- 組織は以下の分野におけるビジネスと戦略に対する影響などを検討する必要がある。
 - 製品とサービス

TCFD提言(参考)

- サプライチェーン及び/またはバリューチェーン
- 適応活動と緩和活動
- 研究開発に対する投資
- 操業(操業のタイプと設備の設置場所など)
- 組織は、気候関連問題が財務計画立案プロセスへのインプットとしてどのように役立つか、対象とする期間、及びこれらのリスク及び機会にどのように優先順位をつけたか、説明する必要がある。組織の情報開示は、組織が価値を生み出す能力に長期的に悪影響を与える要因同士がどのように相互依存しているかの全体像を映すものである必要がある。また、組織は以下の分野について、財務計画に与える影響を開示情報に含めることを検討する必要がある。
 - 操業コストと収入
 - 資本支出と資本配分
 - ・ 買収または投資引揚げ
 - 資本へのアクセス
- もし、組織の戦略及び財務計画に気候関連シナリオの情報が利用されている場合は、そのシナリオの説明をする必要がある。

気候関連開示プロトタイプ:戦略(5)

| 気候関連開示プロトタイプ | TCFD提言(参考) |
|---|--|
| 気候関連開示プロトタイプ ~つづき~ (b) レガシー資産に関する計画と重要な前提条件は、炭素やエネルギー、水を大量に消費する事業を管理するための戦略と、炭素やエネルギー、水を大量に消費する資産を廃止するための戦略を含む (c) 第8項(a)及び第8項(b)に従って過去に開示された計画の進捗状況に関する定量的及び定性的な情報 (d) 重要な気候関連のリスクと機会が、企業の財務計画の意思決定にどのように含まれているか(例えば、投資決定や資金調達に関連して) | 【再掲】 b) 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響を説明する ● 推奨される開示(a) に基づき、組織は識別された気候関連問題が、彼らの事業、戦略、財務計画にどのように悪影響を与えたかについて説明する必要がある。 ● 組織は以下の分野におけるビジネスと戦略に対する影響などを検討する必要がある。 ・ 製品とサービス ・ サプライチェーン及び/またはバリューチェーン ・ 適応活動と緩和活動 ・ 研究開発に対する投資 ・ 操業(操業のタイプと設備の設置場所など) ● 組織は、気候関連問題が財務計画立案プロセスへのインプットとしてどのように役立つか、対象とする期間、及びこれらのリスク及び機会にどの |
| | ● 組織は、気候関連問題が財務計画立案プロセスへのインプットとしてどのように役立つか、対象とする期間、及びこれらのリスク及び機会にどのように優先順位をつけたか、説明する必要がある。組織の情報開示は、組織が価値を生み出す能力に長期的に悪影響を与える要因同士がどのように相互依存しているかの全体像を映すものである必要がある。また、組織は以下の分野について、財務計画に与える影響を開示情報に含めることを検討する必要がある。 |
| | ・操業コストと収入 ・資本支出と資本配分 ・買収または投資引揚げ ・資本へのアクセス ● もし、組織の戦略及び財務計画に気候関連シナリオの情報が利用されている場合は、そのシナリオの説明をする必要がある。 |

気候関連開示プロトタイプ:戦略(6)

気候関連開示プロトタイプ

- 9. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、企業の当期末における財務状態・業績・キャッシュフローに対して重大な気候関連のリスクと機会が与える影響及び短・中・長期にわたって予想される影響を理解できるような情報を開示しなければならない。具体的には、以下の項目について定性的かつ可能な場合には定量的に開示しなければならない。
- (a) 重大な気候関連のリスクと機会が、直近に報告された業績・財務状態・キャッシュフローにどのような影響を与えたか。
- (b) 経営者は、重大な気候関連のリスクと機会に対応する戦略に沿って、 企業の財務状態が時間の経過とともにどのように変化すると予想して いるか。
 - (i) 企業の現在及び将来の資本配分計画と、それらが財務状態に与える影響(例:大型買収や売却、ジョイント・ベンチャー、事業転換、イノベーション、新規事業分野、資産除却)
 - (ii) 戦略を実行するために計画された資金源
- (c) 経営者は、重大な気候関連のリスクと機会(例:パリ協定に整合した低炭素経済向けの製品・サービスの収益やコストの増加、気候イベントによる資産の物理的損害、気候変動への適応や緩和の総コスト)に対応する戦略を踏まえ、企業の業績が時間の経過とともにどのように変化すると予想しているか。
- (d) 重大な気候関連のリスクと機会に関する企業の評価が、財務諸表における判断や見積もりの不確実性の原因にどのような影響を与えたか。

TCFD提言(参考)

【再掲】

- b) 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼ す影響を説明する
- 推奨される開示(a) に基づき、組織は識別された気候関連問題が、 彼らの事業、戦略、財務計画にどのように悪影響を与えたかについて 説明する必要がある。
- 組織は以下の分野におけるビジネスと戦略に対する影響などを検討する必要がある。
 - 製品とサービス
 - サプライチェーン及び/またはバリューチェーン
 - 適応活動と緩和活動
 - 研究開発に対する投資
 - 操業(操業のタイプと設備の設置場所など)
- 組織は、気候関連問題が財務計画立案プロセスへのインプットとしてどのように役立つか、対象とする期間、及びこれらのリスク及び機会にどのように優先順位をつけたか、説明する必要がある。組織の情報開示は、組織が価値を生み出す能力に長期的に悪影響を与える要因同士がどのように相互依存しているかの全体像を映すものである必要がある。また、組織は以下の分野について、財務計画に与える影響を開示情報に含めることを検討する必要がある。
 - 操業コストと収入
 - 資本支出と資本配分
 - 買収または投資引揚げ
 - 資本へのアクセス
- もし、組織の戦略及び財務計画に気候関連シナリオの情報が利用されている場合は、そのシナリオの説明をする必要がある。

気候関連開示プロトタイプ:戦略(7)

TCFD提言(参考) 気候関連開示プロトタイプ 10. 企業は、気候関連の重大なリスク (物理的リスク及び移行リスク) に対す c) 2℃以下シナリオを含む、さまざまな気候関連シナリオに基づく検討を る当該企業の戦略のレジリエンス分析を開示しなければならない。以下を 踏まえて、組織の戦略のレジリエンスについて説明する 含む。 (a)以下を含む分析の実施方法 ● 組織は、2℃以下シナリオに沿った低炭素経済への移行シナリオと、ま 多様な気候関連シナリオを比較したか、パリ協定と整合的なシナリオ、 た当該組織にとって関連性がある場合は、物理的気候関連リスクの高 及び気候関連の物理的リスクの増大と整合的なシナリオを使用したか まるシナリオを考慮し、その戦略が気候関連リスク及び機会に対してど 評価に使用したシナリオと使用したシナリオの情報源(例:気候変動 れだけレジリエンスを有しているかについて記載すべきである。 リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS) ネットゼロ 2050シナ ● 組織はまた、以下について論じることを検討すべきである。 リオ、国際エネルギー機関(IEA)ネットゼロ2050シナリオ、気候変 動政府間パネル (IPCC) 代表濃度経路 (RCP) 1.9 and 2.6) 気候関連のリスク及び機会によって組織の戦略が影響を受けると思う。 のはどこであるか iii. 選択したシナリオが、気候関連リスクと機会に対する自社のレジリエン スを評価するのに適切であると企業が考える理由の説明 • そのような潜在的なリスク及び機会に対処するために、その組織の戦略 iv. 分析が行われた期間 がどのように変化しうるか v. シナリオ分析に用いた情報(リスクの範囲:物理的リスクの対象範囲、 検討される気候関連シナリオとその対象期間 事業展開地域等) vi. 低炭素経済への移行が企業にどのような影響を与えるかについての経 将来を見据えた分析へのシナリオ適用に関する情報は、セクションD を参 営者の仮定(企業が活動する地域の政策的仮定、マクロ経済の動 照。 向、エネルギー使用量とエネルギーミックス、技術的仮定を含む) (b) 分析の結果と、以下を含む、企業の財務状態及び業績が、企業の短・中・ 長期にわたる戦略及びビジネスモデルのレジリエンスをどのように支えているか を示す評価 i. 気候変動による物理的な混乱や気象パターンの慢性的な変化が生じた 場合に、資産や投資がどのように調整されるか、又は、再配分、廃止、 修復、アップグレードに対して十分な柔軟性を備えているか ii.現在または計画されている低炭素代替物への投資 (および投資全体に 占める割合)、労働力の再教育、気候変動の物理的影響に耐えられ る資本の柔軟件の程度

気候関連開示プロトタイプ: リスク管理

気候関連開示プロトタイプ

- 11. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連リスクがどのように特定、評価、管理、軽減されるかを理解できるような情報を開示しなければならない。この目的を達成するために、企業は次の事項を記述しなければならない。
- (a) 気候関連リスクの特定プロセス
- (b) 気候関連リスクの重要性を評価するプロセス(以下を含む)
 - i. 当該リスクの可能性と影響をどのように判断するか (使用される定性的要因や定量的閾値など)
 - ii. 他の種類のリスクと比較して、どのように気候関連リスクを優先するか(科学的根拠に基づくリスク評価ツール、その他の情報源の使用を含む)
 - iii.どの重要な入力パラメータを使用するか(例えば、データ・ソース、対象業務の範囲、前提条件で使用される詳細レベルなど)
 - iv.以前の報告期間と比較して使用プロセスが変更されたかどうか
- (c) 重要な気候関連リスクごとに、関連する政策を含め、リスクがどのよう に監視、管理、軽減されているかを理解するための情報
- (d) これらの気候関連リスクの特定、評価及び管理プロセスが、企業の 全体的なリスク管理プロセスにどの程度、どのように統合されているか。

TCFD提言(参考)

- a) 組織が気候関連リスクを識別・評価するプロセスを説明する
- 組織が気候関連リスクを識別し評価するリスク管理プロセスを説明する 必要がある。この説明における重要な観点は、他のリスクと比較した気 候関連リスクの相対的重要性を、組織がどのように決定したかということ である。
- 組織が気候変動に関連した既存の及び新たな規制上の要件(例: 排出量の制限)やその他の考え得る関連要因を考慮しているかどうか、 説明する必要がある。
- 組織は以下の開示についても同様に考慮する必要がある。
- 識別された気候関連リスクの潜在的な大きさとスコープを評価するプロセス。
- リスクに関する専門用語の定義または使用した既存のリスク分類制度における参考文献。
- b) 組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する
- これらのリスクを緩和・移動・受容・またはコントロールする決定をどのように行うかなど、組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する必要がある。加えて、当該組織の中でどのように重要性の決定を行ったかなど、組織が気候関連リスクに優先順位をつけるプロセスについても説明する必要がある。
- 気候関連リスクを管理するプロセスを説明する際に、組織は必要に応じて、表1及び表2などのリスクに取り組むことが必要である。
- c) 組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスが組織の総合 的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する
- 組織は、気候関連のリスクを識別・評価・管理するプロセスが、当該組織の全体のリスク管理の中にどのように統合されているかについて説明する必要がある。

気候関連開示プロトタイプ:指標と目標(1)

| 気候関連開示プロトタイプ | TCFD提言(参考) |
|--|------------|
| 12 企業は、一般目的の財務報告の利用者が、重要な気候変動リスクと機会の管理に関する企業のパフォーマンスを理解できるような情報を開示しなければならない。この目的を達成するため、企業は以下を開示しなければならない。 | |
| (a)業種横断指標(パラグラフ13参照) | |
| (b)業種別指標(Appendix B参照) | |
| (c)気候変動リスクの軽減や適応、気候変動機会の最大化のために経 営者が設定した目標。 | |
| (d) 第12項(c)で特定された目標に向けた進捗を測定するために、取締 役会または経営陣が使用するその他の主要業績評価指標。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |

気候関連開示プロトタイプ:指標と目標(2)

気候関連開示プロトタイプ

- 13 企業は、以下の業種横断的な指標を開示しなければならない。
- (a) 温室効果ガス排出量:温室効果ガスプロトコルに準拠し、Scope1、Scope2、Scope3の総排出量をCO2換算トン数で表したもの、及び排出量原単位。
- (b) 移行リスク: 移行リスクに対して脆弱な資産または事業活動の量と割合。
- (c) 物理的リスク: 物理的リスクに対して脆弱な資産または事業活動の量と割合。
- (d) 気候変動に関連する機会:気候変動に関連する機会に沿った収入、 資産、その他の事業活動の割合(金額または割合で表示される)。
- (e) 資本展開:気候変動リスクと機会に対して投入された資本支出、融 資、投資の額で、報告通貨で表示される。
- (f) 内部炭素価格:企業が内部で使用する温室効果ガス排出量1トンあたりの価格。企業が意思決定(例えば、投資決定、移転価格、シナリオ分析)において炭素価格をどのように適用しているかを含め、二酸化炭素換算量1トンあたり報告通貨で表示される。
- (g) 報酬: 当期において気候変動による影響を受けた経営幹部の報酬の割合(段落4(f)も参照)、報告通貨による割合、重み付け、説明、金額で表される。

TCFD提言(参考)

- a) 組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する
- 組織は、気候関連リスク及び機会(表1及び表2に示す)を測定・管理 するために用いた、鍵となる指標を提供する必要がある。また、水、エネル ギー、土地利用、廃棄物管理の気候関連リスクを、関連性や必要に応じ て考慮する必要がある。
- 気候関連リスクの重要性が高い場合には、関連のパフォーマンス指標が報酬規定に取り入れられているか、それがどのように取り入れられているか、記載することを検討すべきである。
- 低炭素経済に向けてデザインされた商品やサービスによる収入など、組織の 気候関連の機会に関する指標と共に、必要に応じ、組織内部で用いる炭 素価格を提供すべきである。
- 指標は、トレンド分析が行えるように、過去の一定期間のものを提供する必要がある。加えて、組織が気候関連の指標の算定または推計に用いた方法論に関する説明を、それらが明確ではない場合には提供する必要がある。
- b) Scope 1、Scope 2 及び当てはまる場合はScope 3 の温室効果ガス (GHG) 排出量と、その関連リスクについて開示する。
- 組織は、Scope 1、Scope 2 及び当てはまる場合はScope 3 の温室効果ガス (GHG) 排出量と、その関連リスクについて提供する必要がある。
- GHG 排出量は、組織や国・地域を越えて集計・比較できるようにするため、 GHG プロトコルの方法論に従って計算する必要がある。組織は、適宜、関連の一般に普及している産業別GHG 効率値を提供することを検討すべきである。
- GHG 排出量及び関連の指標は、トレンド分析が行えるように、過去の一定期間のものを提供する必要がある。加えて、組織が気候関連の指標の算定または推計に用いた方法論に関する説明を、それらが明確ではない場合には提供する必要がある。

気候関連開示プロトタイプ:指標と目標(3)

気候関連開示プロトタイプ

- TCFD提言(参考)
- 14 スコープ3の温室効果ガス排出量については、開示された指標に含まれる活動についての説明を提供しなければならない。例えば、オンライン小売業者は、顧客に販売する製品の出荷物流のために報告企業が購入した第三者の輸送・流通サービスから生じる温室効果ガス排出に関連するリスクや機会にさらされている可能性がある。小売業者は、そのような排出量に関する情報が、一般目的の財務報告書の利用者がその企業価値を評価する上で重要であると判断することができる。従って、小売業者はScope3の温室効果ガス排出量の決定に、サプライチェーン内の事業者から提供された排出量情報がどのように含まれたかを説明することになる。
- 15 企業は、気候変動に関する目標を開示しなければならない。
- (a) 目標設定の目的 (例えば、緩和、適応、セクターや科学に基づくイニシアティブへの適合等)
- (b) 目標が絶対値ベースか排出原単位ベースか。
- (c) 目標が科学的根拠に基づくかどうか、また基づく場合は第三者による 検証を受けたかどうか。
- (d) 目標が部門別脱炭素化アプローチを用いて導き出されたものかどうか。
- (e) 目標が適用される時間軸。
- (f) 進捗を測定するための基準年。
- (g) マイルストーン又は中間目標
- (h) 目標達成および戦略的目標達成に向けた進捗を評価するために使用する指標。

- c) 組織が気候関連リスク及び機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績について説明する
- 組織は、GHG 排出、水利用、エネルギー利用などに関連する鍵となる気候関連の目標について、今後予想される規制上の要件または市場の制約、その他のゴールに則して説明する必要がある。その他のゴールとしては、効率や財務的ゴール、財務上の損失に対する耐性、製品の全ライフサイクルを通じて回避されたGHG 排出量、または低炭素社会向けにデザインされた製品やサービスによる正味の収入のゴールなどがあり得る。
- これらの目標を説明する際には、以下を考慮する必要がある。
 - 目標が絶対量ベースか、または原単位(intensity)ベースか。
 - 目標のタイムフレーム。
 - 進捗を計測する際の基準年。
 - 目標の進捗を評価するキー・パフォーマンス・インディケーター。
- 当該組織は、目標の算定と計測に利用した手法の説明を、それらが 明確でない場合には行う必要がある。

気候関連開示プロトタイプ:発行日

| 気候関連開示プロトタイプ | TCFD提言(参考) |
|---|------------|
| 16 [IFRS SX]は、「月、年」に発行された。 | |
| 企業は、20XX年1月1日以降に開始する年次報告期間から [IFRS SX]を適用しなければならない。早期適用も可能である。 IFRS SX]を早期適用する場合、企業はそのことを開示しなければ ならない。 | |
| 17 企業は、[4-15]項に規定する開示について、実務上不可能な場合は、初度適用日以前のいかなる期間についても提供する必要はない。 | |

気候関連開示プロトタイプ: Appendix A 用語の定義(1)

| 用語 | 定義 |
|------------------------------------|---|
| 絶対的目標 Absolute target | 時間の経過に伴う排出量の絶対量の削減によって定義される目標。例えば、2010年までにCO2排出量を1994年比で25%削減すること。 |
| 予想されること Anticipated | 将来の期間において、リスクや機会がもたらす影響を指す。 将来の期間において予想される効果を金額で示す場合、単一の金額または範囲として表現することができる。 |
| ビジネスモデル Business Model | 企業が価値を創造し、長期的なものも含めてキャッシュフローを生み出そうとするために、統合された一連のプロセス。 |
| 二酸化炭素の除去 Carbon dioxide removal | 大気中の二酸化炭素(CO2)を除去し、地中・陸上・海洋・貯水池や製品中に永久的に貯留する人為的な活動。それは、生物学的または地球化学的な吸収源や直接的な大気中の二酸化炭素の回収・貯留を人為的に強化する現存および潜在的な活動を含むが、人為的活動に直接起因しない自然の二酸化炭素の吸収は除外される。 |
| カーボンオフセット Carbon offset | 温室効果ガスの排出削減または除去を表す排出権プログラムによって発行される排出単位のこと。カーボンオフセットは、電子登録によって一意にシリアル化され、発行、追跡、取消が可能である。 |
| カーボンプライス Carbon price | 投資、生産、消費パターンの変化、潜在的な技術進歩、将来の排出削減コストの財務的な影響を評価するために企業が使用する価格。企業の内部炭素価格は、様々なビジネス用途に利用できる。企業の内部炭素価格として一般的に使われるものとして2つのタイプがある。 1つは「シャドープライス」で、組織が請求しない理論的なコストや概念的な金額であるが、リスク影響、新規投資、プロジェクトの正味現在価値、様々な取り組みのコストベネフィットなどの経済的意味やトレードオフを評価する際に利用されるものである。 2つは、「内部税」または「内部料金」で、事業活動、製品ライン、またはその他の事業部門の温室効果ガス排出量に基づいて課される炭素価格です(これらの内部税または内部料金は、企業内移転価格に類似している)。 |

気候関連開示プロトタイプ: Appendix A 用語の定義(2)

| 用語 | 定義 |
|--|---|
| 気候または気候変動に対する耐性 Climate resilience or resilience to climate change | 気候変動に適応し、関連するリスクを管理し、機会を獲得するための企業の能力開発。これには、移行リスクや物理的リスクに対応する能力を含む。機会には、効率性の向上、新しい生産プロセスの設計、新製品の開発などが含まれる。レジリエンスに関連する機会は、長寿命の固定資産や大規模な供給・流通ネットワークを持つ企業、バリューチェーンにおいて公益事業やインフラネットワーク、天然資源に大きく依存している企業、長期的な資金調達や投資を必要とする企業にとって特に重要であると考えられる。 |
| 気候シナリオ分析 Climate scenario analysis | シナリオ分析とは、不確実性のある条件下で、将来の事象の結果の可能性の範囲を特定し、評価するプロセスである。例えば、気候変動の場合、シナリオは、気候変動による物理的・移行的なリスクが、長期的に事業、戦略、財務実績にどのような影響を与え得るかを探索し、理解を深めることを可能にするものである。 |
| 気候に関連する機会 Climate-related opportunities | 気候変動に関連する、企業への潜在的なプラスの影響。気候変動の緩和や適応に向けた取り組みは、資源の効率化やコスト削減、サプライチェーンにおけるレジリエンスの構築、低排出エネルギー源の採用や利用、新製品やサービスの開発など、企業に機会をもたらすことができる。気候変動に関連する機会は、企業が事業を展開する地域、市場、産業によって異なる。 |
| 気候関連リスク Climate-related risks | 気候変動が企業に及ぼす潜在的なマイナスの影響を指す。 気候変動から生じる物理的リスクは、異常気象(サイクロン、干ばつ、洪水、火災など)の深刻度の増加など、イベント駆動型(急性)の場合がある。また、降水量や気温の長期的な変化(慢性的)、気象パターンの変動性の増大(例えば、海面上昇)にも関係することがある。気候関連リスクは、また低炭素な世界経済への移行に関連し得るものであり、最も一般的なものは、政策や法的措置、技術の変化、市場の反応、風評に関連するものである。 |
| CO2換算值 CO2 equivalent (CO2-e) | 7種類の温室効果ガスそれぞれの地球温暖化係数を示す世界共通の単位で、1単位の二酸化炭素の100年間の地球温暖化係数を用いて表される。あらゆる温室効果ガスの放出(または放出回避)を共通の基準で評価するために用いられる。 |

気候関連開示プロトタイプ: Appendix A 用語の定義(3)

| 用語 | |
|--------------------------------------|---|
| 温室効果ガス Greenhouse gases | 京都議定書に定められた7種類の温室効果ガス。二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、亜酸化窒素(N2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、三フッ化窒素(NF3)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF6)のこと。 |
| 原単位目標 Intensity target | 例えば、2008年までにセメント1トンあたりのCO2を12%削減する等」、事業指標に対する排出量の比率を時間経過とともに減少させるものとして定義される目標。 |
| レガシー資産 Legacy asset | 長期間にわたり企業の財政状態計算書に計上され、その後陳腐化した、あるいは当初の価値のほとんどを失った資産のこと。 |
| パリ協定シナリオ Paris-aligned scenario | 地球温暖化を産業革命前より2℃未満に抑制し、1.5℃に抑制する努力を追求することと整合的なシナリオ。 |
| 物理的リスク Physical risks | 気候変動に起因するリスクで、イベント駆動型(急性)と長期的なシフト型(慢性)の気候パターンがある。 これらのリスクは、資産への直接的な損害や、サプライチェーンの混乱による間接的な影響など、企業にとって財務的な影響をもたらす可能性がある。 また、水の利用可能性、調達、品質の変化、食の安全、企業の敷地、業務、サプライチェーン、輸送ニーズ、従業員の安全に影響を及ぼす極端な気温の変化によっても、企業の財務パフォーマンスは影響を受ける可能性がある。 |
| 科学的根拠に基づく目標 Science-based targets | パリ協定の目標(産業革命以前の水準から2度未満に地球温暖化を抑制し、1.5度に抑制する努力を続ける)を達成するために必要な最新の気候科学に沿った目標であれば、「科学に基づく」と見なされる。 |

気候関連開示プロトタイプ: Appendix A 用語の定義(4)

| | 111 11111111111111111111111111111111111 |
|----------------------------------|--|
| 用語 | 定義 |
| Scope 1 排出量 Scope 1 emissions | 企業が所有または管理する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出。例えば、所有または管理するボイラー、炉、車両における燃焼による排出、あるいは所有または管理するプロセス装置における化学物質生産による排出など。 |
| Scope 2 排出量 Scope 2 emissions | 企業が消費する購入電力、熱、蒸気の発生に伴い発生する間接的な温室効果ガスの排出量。購入電力とは、 購入する、あるいは企業の境界内に持ち込まれる電力と定義される。Scope 2 排出量は、物理的には発電所 で発生する。 |
| Scope 3 排出量 Scope 3 emissions | 報告企業のバリューチェーンで発生するScope 2 以外の間接排出で、上流と下流の両方の排出を含むもの。GHGプロトコルによると、Scope 3 排出量は、以下の1 5 種類に分類される。 1.購入した商品とサービス 2.資本財 3.Scope 1 およびScope 2 に含まれない燃料およびエネルギーに関連する活動 4.上流輸送・流通 5.事業活動で発生する廃棄物 6.出張 7.従業員の通勤 8.上流リース資産 9.下流輸送・物流 10.販売した製品の加工 11.販売した製品のの使用 12.販売製品の廃棄処理 13.下流リース資産 14.フランチャイズ 15.投資 Scope 3 は、購入した材料や燃料の抽出と生産、報告企業が所有または管理していない車両での輸送関連活動、電力関連活動(例えば、送配電損失)、外部委託活動、および廃棄物処理などを含む可能性がある。 |

気候関連開示プロトタイプ: Appendix A 用語の定義(5)

| 用語 | 定義 |
|-----------------------------|---|
| 移行計画 Transition plan | 温室効果ガスの排出削減など、低炭素経済への移行を支援する一連の目標と行動を定めた、企業の全体的な戦略の側面。 |
| 移行期のリスク Transition risks | 低炭素経済への移行は、気候変動に関連する緩和と適応の要求に対応するために、政策、法律、技術、市場の広範な変化を伴う可能性がある。これらの変化の性質、スピード、焦点によって、移行リスクは企業に様々なレベルの財務及び風評リスクをもたらす可能性がある。 |

気候関連開示プロトタイプ: Appendix B 業種別開示要求(1)

Appendix B 業種別開示要求の注釈等

注釈:テーマ別要求事項と業種別要求事項がどのように関連するか等、TRWGが提案する基準のアーキテクチャの概要については、概要文書を参照のこと。 業種別開示はテーマ別基準の他の部分と同じ権限を持つ、すなわち、強制的な開示要求である。

- 1. 第12項(b)の要件を満たすために、企業は、業種別開示要求の概要を記載した以下の表を使用しなければならない。
- 2. 以下の業種別開示要求事項の要約は、セクター及び業種別に整理されている。各業種において、気候変動 リスクや機会に関する開示項目が特定されている。一連の会計指標には、各開示項目が関連付けられている。要求事項の全文は、「気候関連開示基準補足(Prototype Climaterelated Disclosures Standard Supplement): 開示要求事項のための技術的プロトコル」で見ることができる。この文書には、業種別の説明、開示項目の説明、技術的プロトコル(定義、範囲、実施、集計、表示に関する指針を提供する)を伴う指標、および活動指標(企業の活動規模を定量し、データを正規化し比較を容易にするために会計指標と合わせて使用することを意図する)などが含まれる。
- 3. 以下の開示項目と関連する測定基準は、業種ベースの活動を参照して列挙されている。企業はそのビジネスモデルに沿った活動や、特定の気候変動リスクや機会に関する指標を開示しなければならない(shall)。企業によっては、複数の業種にまたがる活動を行っている場合もある。
- 4. 以下のリストは、網羅的なものではない。企業はそのビジネスモデル固有の気候変動リスクや機会に関して、本基準の要求事項を満たすために、さらなる業種別開示や主要業績指標の提供を必要とする可能性がある。

注釈: ISSBによる検討のためのTRWGの提言には、ビジネスモデルが幅広い活動から構成されている場合に、適切な産業分類を選択するための包括的なガイダンスを開発するという提案が含まれています。

気候関連開示プロトタイプ: Appendix B 業種別開示要求(2)

Appendix B 業種別開示要求の注釈等

注釈:以下の業種別開示の要約版は、検討を容易にするため、気候関連開示のプロトタイプの一部として含まれている。各指標の業種定義や技術的プロトコルについては、開示要求のための技術的プロトコルの補足を参照されたい。さらに、ISSBによる検討のためのTRWGの提言の中に、ISSBが解決すべき以下の問題に関して、業種別開示にタグ付けをすることが含まれている。

- 国際的な適用可能性(全セクター)。
- 重複(特定のセクター);および
- 融資された排出量とポートフォリオの整合性(金融セクター)。

ISSBがこれらの課題やその他の潜在的な課題に取り組むのを支援するため、TRWGは、以下の表に示すように、課題のサブセットを特定し、4つの分野に分類した。

| 業種別開示の問題 | 説明と例 |
|------------------------------|--|
| 国際的な適用性 | エネルギースター(米国 環境保護機関)など、管轄地域固有の規制や基準 を引用した指標。 |
| 気候の範囲 | 水質など、気候変動と間接的に関係する指標。 |
| ガバナンス、戦略、またはリスク管理についての要求との重複 | リスクに関する記述など、規格本体で要求される開示と重複する、または対立 するような測定基準 |
| 業種横断指標との重複 | Scope 1 GHG 排出量など、業種横断的に要求される指標と同一または類似している指標 |

※ 業種別指標の要約版の表は割愛